【参考資料】

議案第６３号　朝霞市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

市民環境部コミュニティセンター

１　改正理由

コミュニティセンターは市税により維持管理されていることから、納税義務を負う市民と市外利用者との受益負担の公平性を確保する必要があり、その仕組みとして、今までは、市内在住、在勤、在学者は市内料金とし、それ以外の使用者は市外料金として市内料金の５割増しの使用料としていた。

より一層の市民負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、市外料金の改正を行う。

２　改正内容

（１）市外料金について、市内料金の５割増し（当該条例の別表に規定する使用料に１００分の５０を乗じて得た額を加算した額）から１０割増し（当該条例の別表に規定する使用料に１００分の１００を乗じて得た額を加算した額）に引き上げる。

（２）経過措置として、施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、改正前の当該条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後の当該条例に定める額の使用料を徴収する。

３　施行年月日

令和９年４月１日

担当
市民環境部コミュニティセンター
電話　０４８－４６５－７２７２